

個人情報保護法改正に伴う対応について

2022年4月1日付で改正個人情報保護法(以下「改正法」といいます。)が施行されることに伴い、改正法で新設された個人関連情報の取り扱い(以下「個人関連情報の第三者提供規制」といいます。)についてご案内いたします。


クライアント様(代理店様を含みます。以下同様です。)及びアフィリエイトパートナー様には大変お手数をおかけしますが、下記の内容をご確認いただき、ご回答お願いいたします。

■個人関連情報(改正法第2条第7項)とは

生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの

※個人関連情報に該当する例

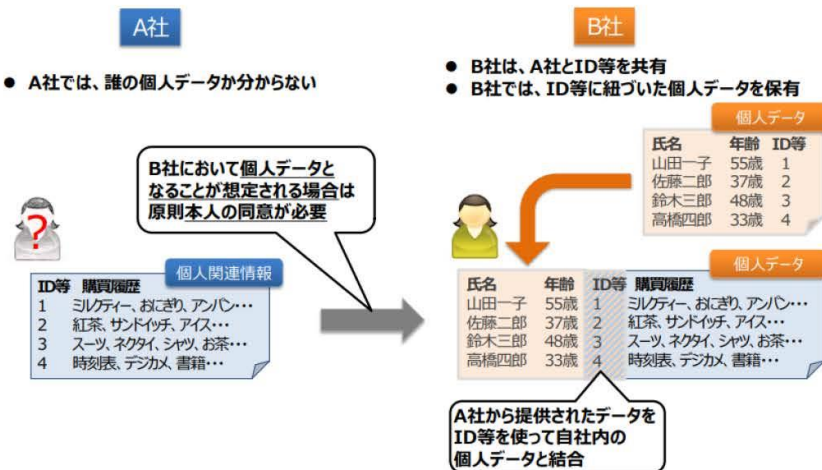
氏名と結びついていないインターネットの閲覧履歴、位置情報、Cookie情報等

※が管理画面等で提供する個人関連情報の例

広告クリック日時、経由アフィリエイトサイト情報等

■個人関連情報の第三者提供規制(改正法第31条)とは

- 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。

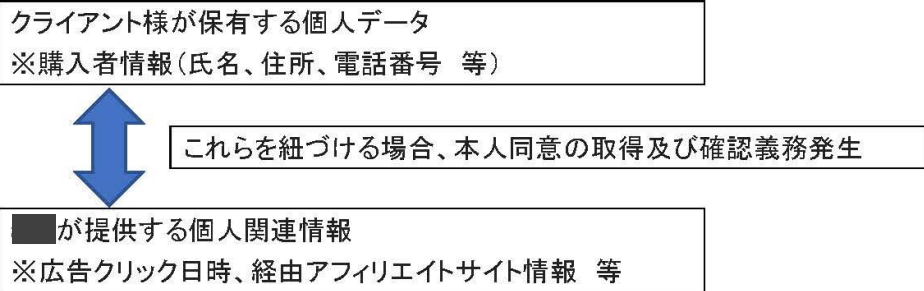


2

■ における個人関連情報の第三者提供規制とは

■ では、アフィリエイトサイト経由でクライアント様の商品やサービスを購入等する最終消費者様の個人関連情報を取得し、その一部をクライアント様及びアフィリエイトパートナー様に管理画面を通じて提供しております。そうしたところ、クライアント様及びアフィリエイトパートナー様において、広告効果測定等を目的として当該個人関連情報と個人データを紐づける場合、本規制が適用されることとなります。

(例)



■ (要対応事項)本人同意の取得及び確認義務とは

・クライアント様又はアフィリエイトパートナー様

個人関連情報と個人データを紐づける場合、本人の同意を取得する義務があります。

・■

上記の同意を取得したことをクライアント様又はアフィリエイトパートナー様に確認する義務があります。

■ 本人同意の取得方法とは

参考として下記をご確認ください。なお、弁護士法等に抵触する可能性があるため、当社にて適法性等を確認することはできかねます。

- 本人に対する説明を行い、同意を取得する主体は、本人と接点を持ち、情報を利用する主体となる提供先の第三者である。

▶ 提供先による同意取得に関しては、「誰が」「何を」「どのように」利用するか認識できる状況を確保する必要がある。

「誰が」 利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる。

「何を」 提供を受ける個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある。

「どのように」 個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第18条により通知又は公表を行う必要があるが、提供先において同意を取得する際には同時に当該利用目的についても本人に示すことが望ましい。

出典: 個人情報保護委員会ウェブサイト (https://www.soumu.go.jp/main_content/000753738.pdf)

(3) ウェブサイトでの同意取得にあてはめた例

明示の同意の取得例	明示の同意の取得とは認められない例
ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法。	プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合、これをもって改正法の求める本人の同意を取得したとはいえない。
<p>(ウェブサイトのイメージ)</p> <p>当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。</p> <p>上記の取扱いに同意する</p>	<p>個人関連情報の第三者提供を拒否する場合には、以下のボタンをクリックしてください。</p> <p>拒否する</p>

出典：個人情報保護委員会ウェブサイト (https://www.ppc.go.jp/files/pdf/201120_shiryou-1.pdf)

■(要対応事項)確認画面でのご回答

下記の対応をお願いいたします。

※代理店様においては、エンドクライアント様ごとにご回答をお願いします。

・個人関連情報を個人データとして取得しない場合、特段の対応は不要です。

→本確認画面の「個人関連情報を個人データとして取得しない。」を選択

・個人関連情報を個人データとして取得する場合、当該個人関連情報に係る本人の同意をクライアント様又はアフィリエイト様において取得いただく必要があります。

→本確認画面の「2022年3月31日時点で個人関連情報を個人データとして取得することに関する本人の同意を取得している。」を選択

※改正法の施行日の前日である2022年3月31日までに対応が必要です。

【注意事項】

個人関連情報を個人データとして取得する場合で当該個人関連情報に係る本人の同意を取得していない場合には、2022年4月1日以降、■ サービスを提供することはできません。

→2022年3月31日までに上記2点いずれかの対応(個人データとして取得しない又は本人の同意を取得)を実施し、いずれかの回答を選択

※対応が間に合わない等のご事情がございましたら、営業担当宛にご連絡ください。